

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	—
計画主体	君津市

君津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 君津市経済環境部農政課
所在地 千葉県君津市久保 2-13-1
電話番号 0439-56-1312
FAX番号 0439-56-1314
メールアドレス
nousei@city.kimitsu.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、キョン ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ニホンアナグマ ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、スズメ ドバト、ヒヨドリ、カワウ、キジ、サギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	君津市

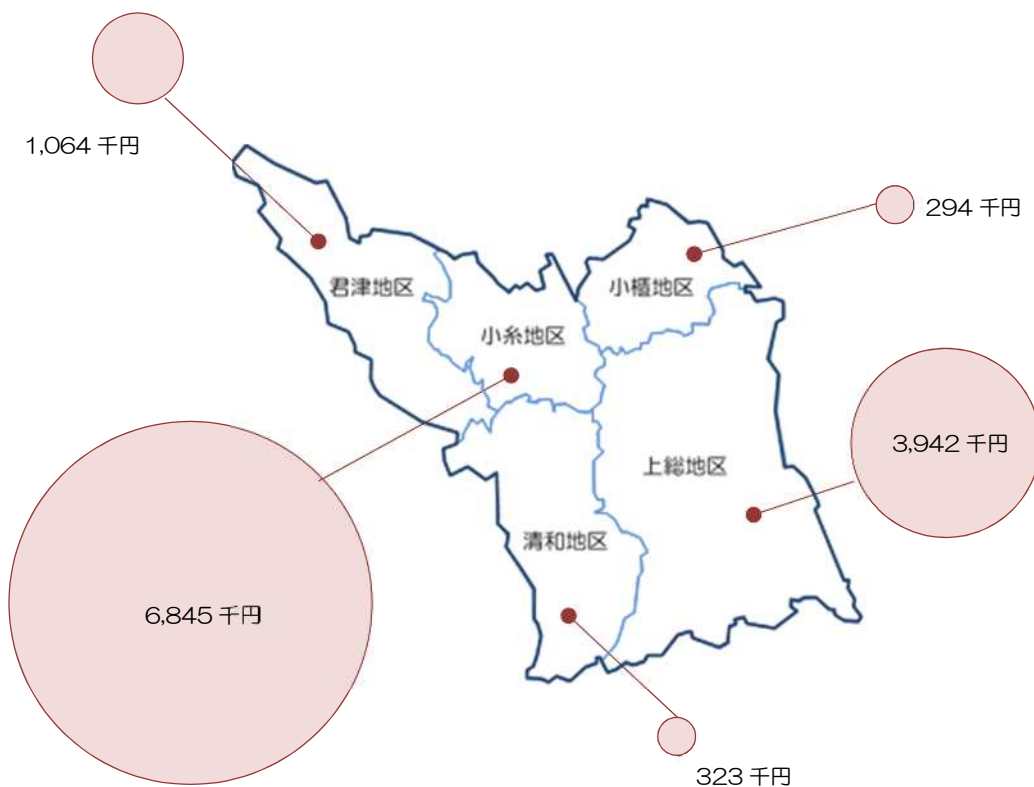
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

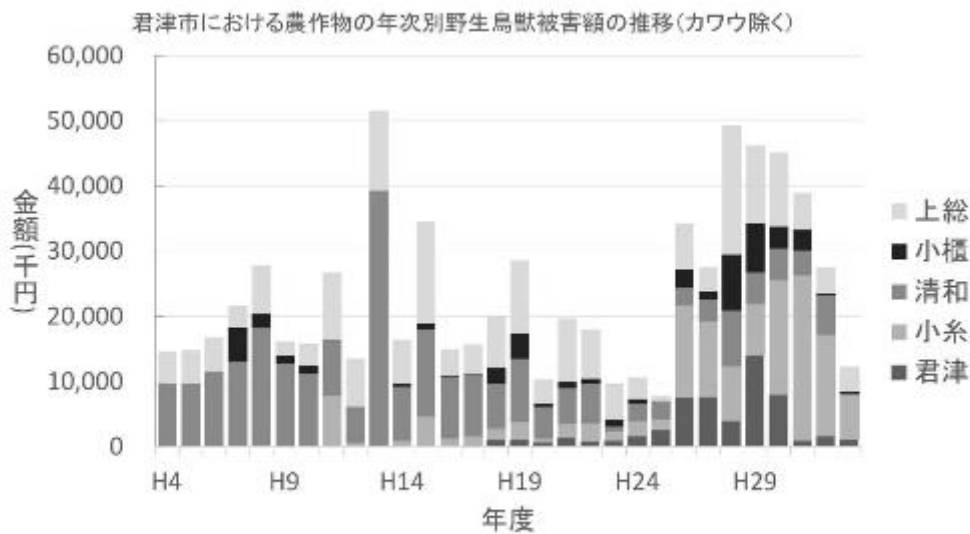
鳥獣の種類	被害の現状			備考
	品目	被害金額	面積	
ニホンザル	水稻	562千円	0.46ha	学校・住宅地付近への 出没・家屋への侵入等 の生活被害も発生して いる。
	芋類	22千円	0.02ha	
	豆類	13千円	0.28ha	
	果樹	2,588千円	0.41ha	
	野菜	216千円	0.23ha	
	特用林産	77千円	0.01ha	
	合計	3,478千円	1.41ha	
ニホンジカ	水稻	129千円	0.26ha	農作物や林地での樹皮 食いの被害が発生して いる。
	豆類	8千円	0.05ha	
	果樹	192千円	0.13ha	
	合計	329千円	0.44ha	
イノシシ	水稻	2,108千円	2.54ha	農林作物の食害以外に 、農地の掘り起こしに よる灌水・保水機能の 低下等の被害も発生し ている。
	芋類	149千円	0.18ha	
	豆類	41千円	0.23ha	
	果樹	911千円	1.59ha	
	特用林産	1,329千円	3.18ha	
	合計	4,538千円	7.72ha	
キョン	水稻	33千円	0.06ha	水稻の食害
	合計	33千円	0.06ha	
ハクビシン	水稻	331千円	0.08ha	水稻、果樹の食害
	果樹	60千円	0.01ha	
	合計	391千円	0.09ha	
アライグマ	水稻	131千円	0.15ha	豆類、水稻等の食害の ほか、家屋への侵入に よる被害が報告されて いる。
	芋類	11千円	0.01ha	
	果樹	6千円	0.08ha	
	野菜	80千円	0.11ha	
	合計	228千円	0.35ha	
タヌキ	豆類	21千円	0.10ha	豆類、果樹の食害

	果樹	365千円	0.04ha	
	合計	386千円	0.14ha	
ハシブト ガラス ハシボソ ガラス	果樹 野菜	2,417千円 3千円	4.00ha 0.07ha	播種期における種子の 食害等
	合計	2,420千円	4.07ha	
キジ	水稻	331千円	0.08ha	播種期、収穫期におけ る食害等
	合計	331千円	0.08ha	
カルガモ	水稻	331千円	0.08ha	播種期、収穫期におけ る食害等
	合計	331千円	0.08ha	
サギ	水稻	4千円	0.01ha	播種期、収穫期におけ る食害等
	合計	4千円	0.01ha	
合計		12,469千円	14.45ha	

令和3年度君津市における農林水産業の地区別野生鳥獣被害額



君津市における農作物の年次別野生鳥獣被害額の推移（カワウ除く）



(2) 被害の傾向

ア 全体

本市では、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キョン等様々な動物による農作物被害が発生している。

被害作物は多岐にわたり、市内で生産される農林作物のほとんどがその対象となっている。

特にニホンザル、イノシシ、鳥類による被害が甚大であり、被害金額全体の8割以上を占め、うちイノシシによる被害は約4割、サルによる被害が約3割、鳥類による被害は約2割となっている。

被害金額全体は年度により変動があるが、令和元年度から3年度は減少傾向にあり、3,900万円から1,200万円へと推移している。

一方、出没地域は農地のほか民家侵入、通学路等道路での車との接触等生活圏での被害が拡大している。

イ ニホンザルによる被害

被害は、小糸地区・上総地区を中心に発生している。

被害作物は、野菜、果樹、水稻等多岐にわたり、被害は1年を通して発生している。

人を恐れなくなった群れが増加し、学校敷地内や家屋への侵入など作物被害に止まらず生活被害も深刻となっている。

ウ ニホンジカによる被害

被害は、小糸地区、小櫃地区・上総地区を中心に発生している。

主な被害は、水稻や豆、芋類等の食害や、林地における樹皮食いである。

被害は通年発生している。

エ イノシシによる被害

被害は、市街地を除く市内全域で、1年を通して発生している。

主な被害は、水稻や野菜等の食害や、掘り起こしによる農地の灌水・保水機能の低下および崩壊等である。

さらに、住宅敷地内、通学路にも出没しており、サル同様に生活被害にまで発展している。

オ キョンによる被害

被害報告は少ないが、ニホンジカと食性が似ていること、かつ市内において捕獲数が増加傾向にあることから、被害の拡大が懸念される。

カ ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ニホンアナグマ、ノウサギによる被害

被害は、市内全域で、1年を通して発生している。

主な被害は、果実・野菜等の食害、家屋侵入による生活被害である。

キ 鳥類による被害

被害は、市内全域で1年を通して発生している。

主な被害は、果実、豆類、野菜、作物の種子等の食害である。

このほか、子育て時期には、人を威嚇し、人が傷害を負うなどの被害がある。

(3) 被害の軽減目標

捕獲、防護、地域ぐるみの対策を進めることで、現状に対して被害金額の3割軽減を目標とします。

指標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害額	被害面積	被害額	被害面積
ニホンザル	3,478千円	1.41ha	2,435千円	0.99ha
ニホンジカ	329千円	0.44ha	230千円	0.31ha
イノシシ	4,538千円	7.72ha	3,177千円	5.40ha
キョン	33千円	0.06ha	23千円	0.04ha
ハクビシン	391千円	0.09ha	274千円	0.06ha
アライグマ	228千円	0.35ha	160千円	0.25ha
タヌキ	386千円	0.14ha	270千円	0.10ha
鳥類	3,086千円	4.24ha	2,160千円	2.97ha
合計	12,469千円	14.45ha	8,729千円	10.12ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策				課題
捕獲等 に関する 取組	【箱わな設置】 (単位：基)					捕獲に意欲的な方が導入経費を理由として設置できない一方、管理が行き届かない箱わながあること。
		R 1	R 2	R 3		
	設置数	563	648	645		
	新設	19	11	7		
	【ワナ狩猟免許取得の支援】 (単位：人)					免許取得・更新のための支援は毎年継続しているが、新規捕獲従事者のなり手が少ない。
		R 1	R 2	R 3	合計	
	取得者	3	0	1	4	
	【鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲経費の支援】 (単位：頭)					年度ごとに捕獲頭数・獣種にばらつきがある中、全体の捕獲数に対応して交付金を配分するため、捕獲従事者の支給額が年度ごとに異なること。
		R 1	R 2	R 3	合計	
	イノシシ	2,553	3,070	1,131	6,754	
	シカ	1,505	1,569	1,438	4,512	
	サル			160	160	
	【サル追払い、イノシシー斉捕獲、緊急時の要請への対応】 (単位：件)					地域住民からのサル出没に関する緊急相談について、現地到着時にはサルが逃げた後となることが多く効果的な追払いを実施するためには地域主体での追払いの体制づくりが必要であること。
		R 1	R 2	R 3	合計	
	サルパトロール	84	74	74	232	
	一斉捕獲	0	54	121	175	
要請出動	41	51	131	223		
合計	125	179	326	630		

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																
捕獲等に関する取組	<p>【ジビエの取組】</p> <p>捕獲従事者の負担軽減及び地域活性化を目的として、獣肉処理加工施設でイノシシやシカのジビエ利活用に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(単位：頭)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>308</td> <td>348</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>シカ</td> <td>213</td> <td>192</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table>		R 1	R 2	R 3	イノシシ	308	348	284	シカ	213	192	340	解体処理する技術者の確保や販路拡大を併せて推進し、安定的に処理加工する体制をつくること。																				
		R 1	R 2	R 3																														
	イノシシ	308	348	284																														
シカ	213	192	340																															
<p>【安全講習会、技術講習会の実施】</p> <p>捕獲従事者を対象に、定期的に安全及び技術に関する講習会を実施しました。</p>	講習会に一部の捕獲従事者しか参加しないこと。																																	
<p>【鳥獣クラウドシステムの導入】</p> <p>捕獲頭数、獣種、場所、侵入防止柵設置場所、箱わな設置場所等のGISシステムを導入しました。</p>	GISを効果的に活用するには、常に最新の情報に更新しておく必要がある。																																	
防護柵の設置等に関する取組	<p>【鳥獣侵入防止柵設置距離】</p> <p style="text-align: right;">(単位：m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線3段</td> <td>2,585</td> <td>543</td> <td>1,165</td> </tr> <tr> <td>電線5段</td> <td>715</td> <td>1,170</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>猪用金網</td> <td>4,220</td> <td></td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>鹿猪用金網</td> <td>550</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気金網</td> <td>2,265</td> <td>5,999</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤーメッシュ</td> <td>11,555</td> <td>1,611</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,890</td> <td>9,423</td> <td>1,755</td> </tr> </tbody> </table>		R 1	R 2	R 3	電線3段	2,585	543	1,165	電線5段	715	1,170	300	猪用金網	4,220		290	鹿猪用金網	550	100		電気金網	2,265	5,999		ワイヤーメッシュ	11,555	1,611		合計	21,890	9,423	1,755	集落単位など防除効果が高く効率的な地区単位での設置および維持管理についての体制づくりなどの取組を進めること。
	R 1	R 2	R 3																															
電線3段	2,585	543	1,165																															
電線5段	715	1,170	300																															
猪用金網	4,220		290																															
鹿猪用金網	550	100																																
電気金網	2,265	5,999																																
ワイヤーメッシュ	11,555	1,611																																
合計	21,890	9,423	1,755																															
地域ぐるみによる取組	<p>【鳥獣被害対策実施隊員数（市職員除く）】</p> <p style="text-align: right;">(単位：名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隊員数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		R 1	R 2	R 3	隊員数	9	9	10	・新たに取り組む地区の追加や取組内容の拡充を図ること。																								
	R 1	R 2	R 3																															
隊員数	9	9	10																															

(5) 今後の取組方針

被害分布が拡大する一方で、捕獲等被害対策の担い手不足の問題が発生している状況を鑑み、被害対策の実施体制の整備と対策方法の見直しを行う。具体的な内容は下記に示す。

① 捕獲

体制：協議会との連携を強化し、地域ごとにきめの細かいフォロー体制の整備を図る。

担い手：農業者や地域の対策の担い手等に猟友会や君津市鳥獣被害をなくす会への参加を促す。

方法：箱わなについては、従来のけり糸方式による捕獲方法に加え、ICTの活用等も含めた効果的な捕獲方法を検討する。

② 防護

農作物被害のある地域において、既設の柵・箱わなの効果測定の結果を活用してより効果的に防護柵を設置する。また、地域と連携し、防護柵の適切な管理を図る。

③ 地域ぐるみの対策

被害の状況は集落ごとで異なるため、被害対策に関する知識や技術を取得できる機会を増やし、地域による自己防衛対策の推進を図る。併せて、集落から推薦のあった対策の担い手等を実施隊員として任命し、現場の被害状況に即した対策を実施できるよう連携を図る。

④ 市街地出没の対応

関係機関との連携により、連絡網の整備、対応マニュアルの共有や先進事例の調査・研究、現地での実態調査を行い、効果的な対策を検討する。

⑤ 相談体制

農家等からの被害相談に対応するため、君津猟友会及び君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会と連携し、捕獲や追払いを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会、君津猟友会、君津市が協力して実施する。

【総括、計画策定】

君津市

(2) その他捕獲に関する取組

【捕獲の実施】

銃器およびわなによる捕獲：君津猟友会

わなによる捕獲：君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会

【捕獲支援および捕獲依頼の相談受付】

君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会、君津市

【安全対策】

君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会、君津市、君津猟友会

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度 R6年度 R7年度	ニホンザル、ニホンジカ イノシシ、キョン、ハク ビシン、アライグマ、タ ヌキ、ニホンアナグマ、 ノウサギ、鳥類	君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会および君津猟友会と連携し、担い手の確保に努め、捕獲の強化を図ると共に、ICT等の活用による効率的な捕獲も検討していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数及び県の調査による推定頭数を参考にし、千葉県第二種特定鳥獣管理計画に基づき設定する。	

(単位：頭)

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
ニホンザル	300	300	300	
ニホンジカ	2,000	2,000	2,000	
イノシシ	5,000	5,000	5,000	
キョン	500	500	500	※特定外来生物
ハクビシン	500	500	500	
アライグマ	500	500	500	※特定外来生物
タヌキ	220	220	220	
ニホンアナグマ	20	20	20	
ノウサギ	20	20	20	
ハシブトガラス	300	300	300	
ハシボソガラス	300	300	300	
カルガモ	150	150	150	
スズメ	200	200	200	
ドバト	200	200	200	
ヒヨドリ	200	200	200	
カワウ	100	100	100	
合計	10,510	10,510	10,510	

捕獲等の取組内容
<p>【ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、キョン】 年間を通して市街地を除く市全域で、銃器及びわなによる捕獲を行う。 ただし、ニホンザルについては、基本的にコアエリア内ではニホンザルの保護地域として捕獲は行わないものとする。</p> <p>【ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンアナグマ、ノウサギ】 年間を通して市街地を除く市全域で、小型檻による捕獲を行う。ただし、アライグマについては特定外来生物であるため、市街地での捕獲も行う。</p> <p>【鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生時期に合わせて、農地や湖での銃器による捕獲を実施する ・カラス等の市街地被害発生時は、現地調査を行い関係法令を順守した対応方法を検討する <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手の育成（狩猟免許取得促進等） ・新たな担い手の確保・育成 ・捕獲効率の改良に係る検討（ICTの活用等） ・捕獲等に関する知識（法令等を含む）の周知徹底 ・安全対策（捕獲従事者を対象とした講習会の実施等）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

必要に応じ千葉県と協議する。

対象地域	対象鳥獣
—	—

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	防護柵の設置 10,000m	防護柵の設置 15,000m	防護柵の設置 15,000m

(2) 侵入防止柵の管理に関する取組

年度	取組内容
R5年度	<ul style="list-style-type: none"> 柵設置事業執行時に受益者の管理意識確認のための覚書の締結 協議会主体で侵入防止柵現地調査をし、適正管理の徹底に向け、口頭指導または文書指導をする
R6年度	
R7年度	

(3) 生息環境管理その他被害防止に関する取組

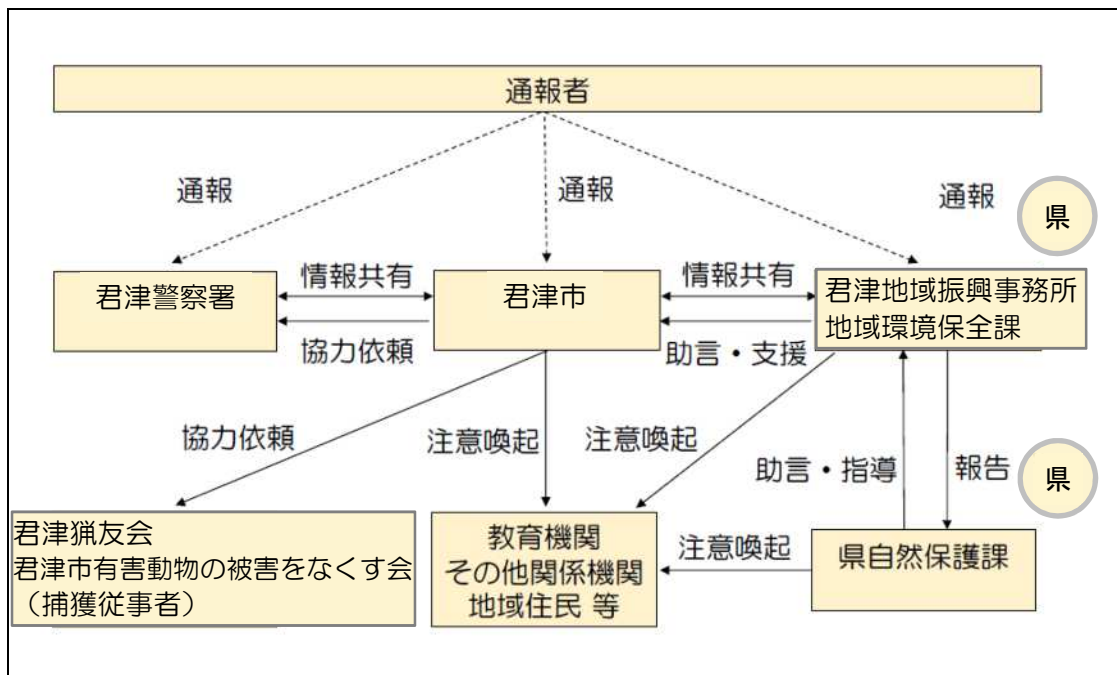
年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度 R6年度 R7年度	ニホンザル、ニホンジカ イノシシ、ハクビシン、 タヌキ、アライグマ、キ ョン、ニホンアナグマ、 ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣対策に関する情報の収集及び提供 緩衝帯整備等の環境整備対策の推進 広域的な対策の推進

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会	有害鳥獣捕獲の実施 情報収集 対策の推進
君津猟友会	有害鳥獣捕獲の実施 情報収集 対策の推進
君津市有害動物の被害をなくす会	有害鳥獣捕獲の実施 情報収集 対策の推進
千葉県 (自然保護課、君津地域振興事務所地域環境保全課)	情報収集 対策の推進
君津警察署	個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集
君津市	関係機関との連絡調整 情報収集 対策の推進

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、埋設・焼却・自家消費・食肉利用のいずれかの方法により処理を行う。現状は大半が埋設処理となっているが、君津市獣肉処理加工施設の安定的な稼働のうえで今後さらに食肉利用処理数を増加させ、埋設処理数の減少を図る。

(単位：頭)

【捕獲計画に対する食肉利用処理数と埋設処理数内訳】

年度	捕獲計画数	食肉利用処理数	埋設処理数
R5年度	イノシシ 5,000	650	6,850
	シカ 2,000		
	キョン 500		
R6年度	イノシシ 5,000	750	6,750
	シカ 2,000		
	キョン 500		
R7年度	イノシシ 5,000	850	6,650
	シカ 2,000		
	キョン 500		

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲従事者の埋設等処理に係る負担軽減のため、市内処理場を活用し、食肉等への加工など地域資源の有効活用を図る。

君津市産イノシシ等を使った調理講習会を開催し、ジビエ取扱店を市内外のPRイベント等で情報発信していくことで、『きみつジビエ®』の普及を図ることとする。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会
--------------	------------------

構成機関の名称	役割
君津市	被害防止計画の策定、情報収集、対策の推進
君津市農業協同組合	被害状況調査、事務局
ぼうそう農業共済組合	被害状況調査、情報提供
千葉県森林組合君津支所	情報提供
君津市観光協会	情報提供

君津猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、情報提供
君津市有害動物の被害をなくす会	有害鳥獣捕獲の実施、情報提供
鳥獣保護管理員	捕獲時の隊員に対する指導、鳥獣保護区等の管理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課	捕獲許可
東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林千葉演習林	情報提供、捕獲協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>君津市鳥獣被害対策実施隊設置規則により民間及び市職員から構成する。 実施隊は集落等の広範囲での効率的な被害対策を実施する。 主の取組は、緩衝帯や防護柵の整備、サルの追い払いや捕獲活動等、その地域の課題となっていることの調査、研究、対策に関する地域の合意形成とし、市はその取組を支援する。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合および被害対策目標・方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努めることとする。</p>
--